

2020年度貸切バス事業者安全性評価認定制度 申請受付期間および申請料振込期間の延長について

平素は当協会の業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

4月1日より申請を受付開始しております「2020年度貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、全国の貸切バス事業者にも大きな影響が出ております。

つきましては、このような状況を考慮し、下記のとおり評価認定制度の申請期間等を延長いたします。

また、今後の状況により審査及び認定の日程を変更する場合がございます。その際はホームページにてお知らせいたします。

記

1. 申請期間

2020年4月1日（水）～2020年5月31日（日）まで延長

※従来は4月30日（木）まで（郵送・宅配の場合は、5月31日の発送分まで有効）

2. 申請料振込期間

2020年4月1日（水）～2020年6月15日（月）まで延長

※従来は5月15日（金）まで

3. 対象事業者

2020年度貸切バス事業者安全性評価認定制度に申請予定の全貸切事業者

※新規申請・更新申請は問いません。

※申請料振込期間延長については既に申請書類を提出している事業者も同様です。

なお現在、日本バス協会でも一部職員の在宅勤務を実施しており、電話がつながりにくい場合がございます。ご不明な点は下記メールアドレスにお問い合わせ頂きますよう、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

（お問い合わせ） 公益社団法人 日本バス協会・業務部
メール：safety-bus0920@bus.or.jp